

所得税確定申告の受付日程等

【青梅税務署での申告】

相談・受付日	会 場	相 談 時 間
2月16日(月)～3月16日(月) (※土・日・祝日は除く。) ※2月16日以前でも相談等には予約が必要となります。詳しくは青梅税務署にご確認ください。	青梅税務署	午前9時00分～午後5時00分 【受付時間】午前8時30分～午後4時00分 ※税務署での申告には入場整理券が必要です。 詳しくは税務署へ直接お問い合わせください。

※申告会場への入場には『入場整理券』が必要です。

※2月、3月は青梅税務署の駐車場は身体障害者用車両を除き利用できませんので、お車の場合は河辺駅北口のイオンスタイル河辺駐車場を利用してください。

【福生市役所での申告】※申告書（第1表・第2表）は代理作成を行います。

項 目	税理士会による無料申告相談	市職員による申告相談・受付
会 場 開 設 期 間 (※土・日・祝日は除く。)	2月9日(月)～13日(金)	2月16日(月)～3月16日(月) ※3月16日は午前中のみ
受付方法	<p>事前予約制</p> <p>オンラインによる事前予約が必要です。 下記二次元コードからお申込みください。</p>  <p>予約開始日時：令和8年1月9日(金) <u>※オンライン予約のみです。</u></p> <p>【問合せ先】 青梅税務署 TEL:0428-22-3185 音声ガイダンスが流れたら2を押してください</p>	<p>オンライン又は電話による事前予約が必要です。</p> <p>●オンライン予約 予約開始日：令和8年1月20日(火) 予約方法：右記二次元コードから予約ください ※全日予約開始となります</p> <p>●電話予約 予約開始日：令和8年2月2日(月)より順次開始 ※相談日によって予約開始日は異なりますので詳細は裏面を参照してください。 ☎042-551-1610 受付時間：午前8時30分～午後5時 (水曜日は午後7時45分まで) ※電話の使用が困難な方は課税課（本庁舎1階4番）窓口でご相談ください。 注意事項については裏面をご参照ください。</p>
相談時間等	午前9時～午後4時	午前8時45分～午後4時30分
受 付 場 所	市役所第一棟2階会議室	
確定申告の内容	提出のみ（申告書記入済み）	×
所得関係	年金・給与所得	○
	事業所得（営業・農業）	
	不動産所得	○
その他	過年分および消費税	×
控除関係	医療費控除 (セルフメディケーション税制を含む。)	○
	※医療費控除の明細書は必ず作成してお持ちください。	
	住宅借入金等特別控除	○
その他	譲渡所得（土地・建物・株式等）、相続税、贈与税の申告など	×
		※市役所では受付できません。青梅税務署に相談してください。

※市職員による相談期間内での提出のみの場合は予約は不要です。

確定申告は
スマホやパソコンから
e-Taxが便利です

申告会場は混雑が予想されます。確定申告書は、ご自宅からスマートフォンや
パソコンを利用して「国税庁」のホームページの「確定申告書等作成コーナー」
から作成・送信（提出）できます。



○申告書は郵送でも提出できます。必要書類を添付して郵送してください。

《住民税申告書》 〒197-8501福生市本町5番地 福生市役所課税課市民税係 宛

《確定申告書》 〒183-8510 府中市本町4-2 東京国税局業務センター武蔵府中分室（青梅税務署）宛

住民税（市・都民税）の申告は、市役所の開庁時間内に1階課税課窓口へ ≪住民税申告・確定申告にお持ちいただくもの≫

申告書 《市役所・税務署から送られてきた申告書がある場合》

令和7年中の収入を証明するもの

◇給与・年金収入のある方は源泉徴収票（※原本） ◇個人年金等の支払証明書

◇事業収入のある方は青色申告決算書、収支内訳書など
(※記入済みのものに限る)

控除に関する書類

◇生命保険料・個人年金保険料・地震保険料・国民年金保険料などの控除証明書

◇身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳・障害者控除対象者認定書など

◇医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書（※記入済みのものに限る）

◇国外居住者の扶養を申告する場合、親族関係書類と、被扶養者によっては38万円以上の送金記録が必要になります。

詳細について、右記HPを参照ください。



配偶者特別控除については令和7年中の配偶者の所得が分かるもの

本人確認書類《確定申告の際は写しをお持ちください。》

◇マイナンバーカードをお持ちの場合：マイナンバーカードのみ

◇マイナンバーカードをお持ちでない場合：以下の2点

①通知カード、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（個人番号記載あり）の内いずれか1つ

②運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード等の内いずれか1つ

本人名義の金融機関口座番号がわかるもの《通帳・カード等》

【入場整理券について】

税務署で行う確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。

なお、入場整理券の配付状況に応じて受付を早めに締め切る場合があります。また、入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEアプリで事前に入手することが可能です。LINEアプリでの事前発行では、国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」していただくことで、日時指定の入場整理券を入手する手続きが行えます。

右記QRコードからも友達登録が可能です。



【問合せ先】

青梅税務署 0428-22-3185（代） 自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

【市職員による確定申告相談の事前予約制の注意事項について】

・完全予約制となりますので、予約いただいた方のみの相談とさせていただきます。予約せずに来庁された場合は、原則当日の相談はお受けできず、別日での予約案内となりますのでご了承ください。

・受付時間は午前の部が8時45分から11時30分、午後の部が13時から16時30分。15分刻みの受付枠です。

・予約受付開始は相談日の2週間前の月曜日から順次開始となります。

※3月9日～16日相談分については2月24日（火）から受付開始とします。

・予約について、一枠につき1名分の受付となりますので、ご夫婦2名分など複数人まとめての相談を希望される場合、人数分の枠をご予約ください。

（例：2名分の相談希望→9時、9時15分の2枠予約）

・予約受付の電話は混雑することが想定されています。オンライン予約のご利用をご検討ください。

・3月16日については午前中のみの受付となります。

〈予約開始日一覧〉

	相談希望日	予約開始日
オンライン申請	全期間	1月20日（火）
電話	2月16日（月）～2月20日（金）	2月2日（月）
	2月24日（火）～2月27日（金）	2月9日（月）
	3月2日（月）～3月6日（金）	2月16日（月）
	3月9日（月）～3月16日（月）	2月24日（火）

市職員による確定申告相談の終了について

所得税の確定申告は本来、国税庁（税務署）の業務であり、近年のデジタル化の進展などを鑑み、令和8年分（令和9年2月中旬から同年3月中旬に行う申告）から終了します。令和8年分以降は、e-TAXや、税務署での申告をお願いします。